

令和2年度第1回大磯町行政改革推進委員会結果概要

- 日時 令和2年12月14日(月)午後5時30分から午後7時15分まで
- 場所 大磯町役場4階第2委員会室
- 出席者(委員長) 三浦委員(学識経験者)
(委員) 近藤委員(町政等に関する識見者)、
増井委員(町政等に関する識見者)、宮代委員(町政等に関する識見者)、
沼野委員(公募町民)
- 事務局 政策総務部長、参事(政策担当)、政策課長、財政課長、政策課担当職員、
財政課担当職員
- 傍聴者 1名
- 議題 (1) 行政経営プラン実施計画(進行管理)書(案)【令和2年度】について
(2) 第2次大磯町行政経営プランの策定について

○会議記録

1. あいさつ

(1) 委員長あいさつ

◆ 委員長より次のとおりあいさつ

- ◎ 本日の議題は2つである。行政経営プランの取組みによる成果をより高めていけるよう、委員の皆さんからも忌憚のない御意見をお願いしたい。

2. 議題

(1) 行政経営プラン実施計画(進行管理)書(案)【令和2年度】について

- ◆ 資料1、資料2、資料3-1、資料3-2に基づき、事務局より行政経営プランに基づく令和元年度の取組み成果について報告した。併せて、令和元年度の会計状況の推移について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

- ◎ 地道な取組みの成果がでており、良かったと思うが、町の財政規模に合わせて歳出を減らし、歳入を増やす取組みが必要である。特に歳出に関してはよく考えて実施すべきであり、また、極力町内事業者に支出して財政支出の還流を行うべきではないか。現状の推移では息切れすると思われる。町としても一步踏み込んだ取組みにしてほしい。その中で、歳入確保の取組みにおいて、資料1のP10に「未利用町有地の売却・貸付」とあるが、町有地を売却するより、町で有効活用する方が後にプラスになる可能性はないか。(委員)

- 本町の所有する公有財産は、使用目的に応じて「行政財産」と「普通財産」に分類される。このうち、行政上の目的のために所有している行政財産以外の普通財産は、直ちに特定の行政目的に用いられる予定のない財産である。特定の目的のない財産を所有し続けることは、財産の維持管理に係る経費や労力を発生させることにもなるため、未利用公有財産の売却や貸付等を行い、収入確保の取組みとしている。
(事務局)
- ◎ 具体的な例はどこか。(委員)
- 令和元年度の実績は、町営住宅を月京地区に集約したことで、用途廃止となった東町町営住宅跡地の売却等を行ったものである。町営住宅跡地については、平成20年頃には普通財産に移行し、境界確定や分筆などの用地整理が済んだものから、一般競争入札等により、順次、売払いを行っている。(事務局)
- ◎ 町有地の売却方針としては、将来町で使う可能性のある場所は残し、今後、使用予定のない土地(財産)を処分するため、売却を行っているのか。(委員)
- 売却についてはそのように行っている。貸付に関しては、万台こゆるぎの森など有効に活用できるところがあれば貸付を行っている。(事務局)
- ◎ 今後もぜひ取り組んでいてもらいたい。(委員)
- ◎ 資料1のP18~19での総括において、歳入確保の取組みである「町税等収入の確保」が大きな成果を得ているが、以前からの懸案事項が解消されたということか。(委員)
- 令和元年度の成果は懸案事項の解消によるものである。令和元年度に大きな事業用地の滞納整理を開始し、毎年、延滞金も合わせて数千万円での滞納となっていたが、所有者の意向もあり解消し全額回収に至った。(事務局)
- ◎ 職員の努力が実っている。評価させていただく。(委員)
- ◎ 資料1のP15に「国民健康保険税の徴収強化」とあるが、国民健康保険税の徴収方法はどのようになっているのか。現行は10期別徴収であるが、町民への猶予を持たせるため、12期に分けて徴収することはできないか。(委員)
- 大磯町国民健康保険税条例において、納入期別を定めているため、制度上可能である。しかし、地方税法により納入は予算年度内に終了させる必要がある。また、賦課自体が確定申告などの結果を受けて行われるため、6月以降の開始となる。そのため、12期に分けて徴収することは難しい。(事務局)
- ◎ 資料1のP27において令和元年度に「国民健康保険税の徴収強化」が目標を達成できなかった要因等が記載されているが、P25では、新たな取組みとして年度

の途中である9月頃から電話催告を開始したとあった。令和元年度の年間を通して取り組んだことで収納率の向上など結果はでたのか。(委員)

- 電話催告に関しては、令和元年度は対象者に電話をかけ、応答がなかった場合は、時間を変えるなど、接触の機会を増やすよう努めた。(事務局)
- 収納率では、平成30年度は82.2%で令和元年度は82.3%と若干であるが向上している。(事務局)

◎ 資料1のP27において令和元年度に「ごみ処理広域化に伴う廃棄物処理事業の見直し」が目標を達成できなかった要因として、ごみの減量化が進んでいないことが原因であると記載されてあるが、P25の平成30年度の取組み結果においても同様の要因が記載されている。ごみの減量化が進んでいないことの原因や対策についてはどのように検討していくのか。(委員)

- 「ごみ処理広域化に伴う廃棄物処理事業の見直し」は、平成30年度からリサイクルセンターが稼働し広域化したことで、ごみ処理に係る経費の削減をめざし取り組んでいるものである。広域化後も町内を回収車が巡回し、ごみを収集する費用はそれほど変わらないが、可燃ごみは一度、町の美化センターに集約し大型コンテナに圧縮格納したうえで、平塚市の環境事業センターへ輸送している。ごみの減量化が進んでいないことで、平塚市の環境事業センターへ輸送する運搬車の台数が想定よりも多くなり、委託料が下がらなかったことが要因となっている。また、令和元年度は台風も多く、海岸に打ち上げられたごみに関しても一般廃棄物になってしまうことから、ごみの減量化が進まなかった一因でもある。町民のごみの減量化についての周知は、担当課でも広報に掲載するなど対策をしているが、より効果的にアピールできるような手段を担当課とも検討していく。(事務局)

(2) 第2次大磯町行政経営プランの策定について

- ◆ 資料4、資料5、資料6に基づき、事務局より第2次大磯町行政経営プランの策定について説明を行った。第2次大磯町行政経営プランを策定していくとともに、新たな取組みとなる「事務の効率化の取組み」の方向性について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

- ◎ 説明の中において、資料6の第五次総合計画前期基本計画（素案）における財政推計を次回までに見直すとあったが、どういう方向性で見直すのか。また、財政推計の確定はいつ頃になるか。（委員）
- 主に歳入部分の見直しを行う。令和2年10月時点で財政推計を作成したが、その後、現時点までで、見込みが変わってきているものがある。大きく影響がでるものとしては、国による地方公共団体の格差をなくすために交付される普通交付税で、幼児教育・保育の無償化の影響で増額される状況が見込まれている。そのため、情報収集ができる範囲で見直しを行う。（事務局）
- 普通交付税は、令和2年度12月補正予算の時点で、想定よりも歳入額が1億8,000万円ほど増加している。この増額が、来年度も続くか不明瞭であったが、来年度以降も続く可能性がある。適宜修正を行い、来年の諮問までには、推計値の確定を行う。（事務局）
- ◎ 総合計画としても見直しするべきであるため、よろしく願いたい。（委員）

- ◎ 資料5の「2 現行計画の課題と要因分析」において、現行の行政経営プランにおいて財源不足が未解消となった要因をいくつか記載いただいているが、特に、「(1) 業務量の増加等に起因する行財政改革への職員意識の相対的な低下」は、どうやって職員意識を向上させるかが大きな問題になると思う。まず各課、その次に各部から意見がボトムアップされ、町として取りまとめたうえで、上からトップダウンを行わなければ、行財政改革への当事者意識が芽生えないのではないか。今後、策定する第2次大磯町行政経営プランでは、ぜひ具体的な進め方を考えてほしい。現行の行政経営プランではA評価も多い。成功した要因を組織として横断的に情報共有する仕組みを考えていただきたい。縦割りの行政を解消して、成功体験を共有していただき、良い組織づくりを行ってほしい。（委員）
- 資料5の「4 取組みの進行図」を記載しているが、現状、取組みのイメージをお示しするにとどまっているところである。御意見のあったように、現行の行政経営プランでの取組みで、成果があったものは第2次大磯町行政経営プランでも継続していく。また、職員の意識改革・意識の向上については、働き方改革を進めていくにあたり、行政改革を担当する課としても考えていく必要があるという認識で含

ませていただいた。現在、取組みが止まっている中に「職員提案」があるが、そういった取組みや成功事例の共有なども含め、事業を進めたいと考えている。また、次回の行政改革推進委員会には、具体的な取組みについて御報告する。(事務局)

- ◎ P D C A サイクルでは、C と A が不足傾向にある。職員がきちんと C (評価) と A (改善) を行ったうえで取組みを進めることが大切である。その結果、職員一人ひとりの意識向上、経費の削減につながっていく。また、「業務量の増加等に起因する」とあるが、職員は確かに忙しいと思う。同時に行政改革を考えるのはとても大変なので、事務の効率化の取組みで時間を生み、行政改革を行ってほしい。(委員)

- ◎ 資料5の「2 現行計画の課題と要因分析」の要因において、「(1) 業務量の増加等に起因する行財政改革への相対的な職員意識の低下」と「(2) 全庁的な体制による取組みの不足」とある。職員が忙しいから行財政改革への意識が低下しているというのは、行政改革担当課としての実際の意見かもしれないが、まず、町として職員が働きやすい環境、行政改革に取り組みやすい環境を作ることが先ではないか。(委員)

- 現行の行政経営プランは平成28年度に策定され、平成29年度から働き方改革の取組みを開始した。平成29年度中には、職員アンケートを実施し、様々な職員の声を吸い上げることで職場環境や業務量改善に取り組んできた。現行の行政経営プランには職員の働き方の視点が含まれておらず、財源確保に特化したものであったため、第2次大磯町行政経営プランではその視点含めた計画にしたいと考えている。御指摘いただいたように、職場環境を整えることで、職員の負担軽減になり、業務の改善や効率化につながっていくものである。(事務局)

- 現行の行政経営プランは、数字で効果を出すことに重きをおいた計画であるため、数字の達成・未達成での判断となっている。第2次大磯町行政経営プランでは資料4のP2「4 第2次行政経営プランの構成」で「(2) 財源確保に向けた各取組みの達成に向け、取組みの視点を設定し、効果額のみでなく活動経過を確認することで適切な進行管理を行い、効果的な取組みを展開することができる実施計画を策定します。」とあるように、取組みの過程も大事にすることで、職員の努力を評価し、職員の行財政改革へのモチベーションを向上させるようにしていく。(事務局)

- ◎ 資料5の「4 取組みの進行図」にある「事務の効率化の取組み」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。(委員)

- 詳細は検討中であるが、先ほど御意見いただいたように、町全体で取組みを進められるような体制確保や成果が出た取組みの共有を考えている。(事務局)

- 検討中の案として、毎年度実施している事務事業評価を活用して事務量削減のシステム化をできるようにし、業務の選択と集中の幅を広げたいと考えている。難しい取組みになると思うが、少しでも事務の効率化の取組みを推進できるようにしていきたい。(事務局)
- ◎ 資料6の第五次総合計画前期基本計画(素案)における財政推計において、歳出の項目で「その他の経費」とあるが、歳出の40%を超える金額が記載されている。表現として分かりにくいのではないかと。(委員)
- ポイントのみ記載している状況であるが、歳出の項目において「義務的経費」は行政運営に必ずかかる費用、「投資的経費」はまちづくりを進めるためにかかる費用であるとの区別となっている。御指摘のとおり、「その他」の表現は確かに分かりづらいものであるため、表現の改善を行う。(事務局)
- ◎ 財源不足の額も大きい。まずは、歳入・歳出の均衡を図るとともに、財政支出の還流に取り組んでもらいたいと思う。(委員)
- 総合計画では、町の産業を活性化していくためには、地域内の経済循環を向上させる必要があると考え、計画に盛り込んでいる。御意見のあった、町内事業者の活用などは、町全体の計画として見ていく必要があるため、視点として盛り込んでいく。将来に希望が持てるような身の丈に合った事業、また、財源確保に取り組む、行政運営を進めていきたいと思う。(事務局)
- ◎ 資料4のP2「3 第2次行政経営プランの策定にあたり考慮すべき事項」の「(1) 健全な財政を維持するため、財政収支の均衡を図りつつ、新たな財源確保に向けた取組みの積極的な推進をめざします。」とあるが、「新たな」はどこの形容になるのか。(委員)
- 「取組み」にかかっている。「新たな財源確保」として新規の税を作り徴収するものではない。(事務局)
- ◎ 事務の効率化の取組みは、職員のモチベーションの向上にとって大事な取組みである。ぜひ、計画に盛り込んでもらいたいと思う。(委員長)

3. その他

- ◆ 事務局から今後の行政改革推進委員会の開催について事務連絡を行った。

以上